

静岡県情報処理基盤構築運用保守業務に係る提案競技実施要項

1 趣旨

静岡県は、仮想化技術を活用して全体最適化を推進するため、平成 25 年から静岡県情報処理基盤（第 1 期：平成 25 年～令和 2 年、第 2 期：令和 2 年～令和 9 年）を構築し、運用している。現基盤（第 2 期）導入から 5 年以上経過し、ハードウェア及びソフトウェアの保守サポート終了が見込まれるため、新基盤を構築し、現基盤から業務システムを移行して、その運用保守を行う。この新基盤の構築・運用保守にあたっては、高度な専門的知識やノウハウ等を活用した優れた提案を得るため、提案競技（プロポーザル方式）により優先交渉権者を選定することとした。

この実施要項は、本業務の提案競技への参加資格、応募手続等提案競技に参加しようとする者が熟知し、かつ遵守しなければならない事項及び提案手続を示したものである。

2 提案競技の概要

（1）業務名

静岡県情報処理基盤構築運用保守業務

（2）業務内容

静岡県情報処理基盤の構築及び運用保守業務

（3）仕様

静岡県情報処理基盤構築運用保守業務に係る提案競技仕様書（以下「仕様書」という。）による。

（4）業務期間

概略期間は次のとおりだが、詳細は仕様書による。

ア 構築業務

契約の日から提案による構築期限まで（遅くとも令和 9 年 5 月 31 日まで）

イ 運用業務

提案による構築期限から令和 14 年 12 月 31 日まで

（5）担当部局

書類の提出先及び受付時間は次のとおりとする。

〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町 9 番 6 号 静岡県企画部電子県庁課

電話番号：054-221-2085

メールアドレス：joho@pref.shizuoka.lg.jp

受付時間：午前 9 時から正午まで、及び午後 1 時から午後 4 時まで

（土曜日、日曜日及び祝日は除く。）

3 参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしている者であること。

- （1）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

- (2) 情報システム開発等の業務の委託に係る競争入札参加資格において、「システム開発業務」及び「システム運用・管理業務」の業務種目について競争入札参加資格を有する者であること。
- (3) ISO9001 及び ISO27001/ISMS の認証を取得している者であること。
- (4) 参加表明書の提出期限の日から契約日までの期間において、静岡県の情報システム開発等の業務委託に係る入札参加等の停止基準による入札参加停止を受けていない者であること。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者（更生手続き開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者（再生手続き開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (6) 次のアからキまでのいずれにも該当しないこと。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に該当する団体（以下「暴力団」という。）
 - イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者
 - ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
 - オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

4 手続き等

(1) 実施要項の配布

ア 配布期間

令和 8 年 7 月 14 日（火）午後 3 時から 8 月 21 日（金）午後 4 時まで

イ 配布場所及び配布方法

静岡県企画部電子県庁課ホームページ

<URL <https://www.pref.shizuoka.jp/kensei/nyusatsukobai/nyusatsuchi/ji/1083964.html>>
に掲載する。

ウ 仕様書等の配布方法

仕様書等は、機密保持誓約書を提出した者に対して、無料で直接配布する。機密保持誓約書の提出場所は、2（5）に同じ。

(2) 参加表明書の提出

提案書を提出しようとする場合は、あらかじめ次により参加表明書（様式 1）を提出するものとする。なお、期限までに参加表明書を提出しない場合は、提案書を受け付けない。

ア 提出期限

令和 8 年 7 月 31 日（金）午後 4 時まで

イ 提出場所

2（5）に同じ

ウ 提出方法

上記提出場所まで電子メールで提出後、電話で連絡すること。

(3) 質問書の提出

本実施要項の内容などについての質問は、質問書（様式 3）により提出すること。

ア 提出期限

令和 8 年 8 月 14 日（金）午後 4 時まで

イ 提出場所

2（5）に同じ

ウ 提出方法

上記提出場所まで電子メールで提出後、電話で連絡すること。

エ 回答期限

回答は、令和 8 年 8 月 21 日（金）までに、参加表明書を提出した者すべてに、同書記載の連絡先メールアドレス宛てに通知する（個人情報等は除く。）。

(4) 提案書の提出

提案競技に参加を希望する者は、仕様書に基づいて作成した提案書を次により提出すること。

ア 提出期限

令和 8 年 8 月 24 日（月）午後 4 時まで

イ 提出場所

2（5）に同じ

ウ 提出方法

上記提出場所まで電子メール又は静岡県のセキュアファイル交換サービスで提出後、電話で連絡すること。静岡県のセキュアファイル交換サービスで提出する場合は、電子メール又は電話にて登録先の URL の発行を依頼すること。

エ 提出書類

提出書類は、次のとおりとする。

提出書類
提案書（様式 4）
同種又は類似業務の実績（様式 5）
業務担当予定技術者の経歴等（様式 6）

見積書（様式 7）
要件チェックリスト（別紙）
導入予定の機器及びソフトウェアの仕様が確認できる書類（カタログ等）
情報システム開発等の業務の委託に係る競争入札参加資格審査結果通知書の写し
ISO9001 及び ISO27001/ISMS の認証登録証の写し

オ 著作権等

（ア）提案書の著作権は、原則として提案書を提出した提案者に帰属する。

ただし、本業務において公表等で特に必要と認める場合には、静岡県は提案書の全部又は一部を使用できるものとする。

（イ）提案書は、原則非公開とする。

（ウ）提案書は、返却しない。

（エ）提案内容に含まれる著作権・特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、原則として提案者が負う。

（5）プレゼンテーション

提案書の提出後、次の日程でプレゼンテーション（順番は提案書受付順等による）を行うものとする。

ア 実施日

令和 8 年 8 月 27 日（木）

イ 実施時間及び実施場所

別途通知する。

5 優先交渉権者の特定方法

（1）優先交渉権者は、静岡県情報処理基盤構築運用保守業務委託提案競技審査委員会（以下「審査委員会」という。）において次の評価項目及び評価基準により提案内容の評価し特定する。評価項目 1～5 は事務局（静岡県企画部電子県庁課）が採点し、評価項目 6、7 は審査委員が評価する。

No.	評価項目	評価基準	配点
1	業務理解度	・ 背景、目的、期待する効果の理解度が高く、優れている場合に優位に評価する。	5 点
2	実績	・ 同種又は類似業務（元請として平成 28 年 4 月以降に完了したものに限る。）の経験を評価する。 【同種業務】 ・ 静岡県と同規模の都道府県が発注した仮想基盤の構築運用保守業務の実績を有すること。 【類似業務】 ・ 都道府県が発注した仮想基盤の構築運用保守業務の実績を有すること。	5 点

3	価格の妥当性		・評価点＝10 点×（1－見積額（税込み）÷契約限度額） ・契約限度額を超える提案は失格とする。	10 点
4	社会的取組等		・静岡県公契約条例の基本理念等※¹に則して、「えるぼし認定」、「くるみん認定」及び「健康経営優良法人認定制度」等の認定を取得している場合に優位に評価する。	5 点
5	ハードウェア及びソフトウェア	リソース	・リソース安定確保のための機器構成の妥当性が高く、優れている場合に優位に評価する。	10 点
		ライセンス等	・ライセンス調達及び保守サポート計画の実現性が高く、優れている場合に優位に評価する。	5 点
6	構築移行	計画	・実施計画（スケジュール、体制等）の妥当性が高く、優れている場合に優位に評価する。	15 点
		方法	・構築及び移行方法の実現性が高く、優れている場合に優位に評価する。	15 点
7	運用保守	常駐体制	・常駐体制（人員配置、応援体制等）の妥当性が高く、優れている場合に優位に評価する。	15 点
		障害対応	・障害対応（監視、支援体制、手順等）の実現性が高く、優れている場合に優位に評価する。	15 点
計				100 点

※1 事業者等を守り育てる静岡県公契約条例（令和3年静岡県条例第25号）第3条（基本理念）及び第6条（取組方針）等を参照のこと。

事業者等を守り育てる静岡県公契約条例ホームページ

<URL <https://www.pref.shizuoka.jp/kensei/zaiseisuito/suito/1030352.html>>

評価点※ ²	採点基準
5	特に優れている（仕様書を大きく上回る画期的な提案）
4	優れている（仕様書を十分に見たし、実現性が高い）
3	普通（仕様書通りの標準的な提案）
2	劣る（仕様書を一部満たすが、具体性に欠ける）
1	著しく劣る（仕様書を満たしておらず不適合）

※2 配点が10点の項目は評価点を2倍に、15点の項目は評価点を3倍に換算する。

（2）特定通知

特定結果は、提案書を提出したすべての者に通知する。

（3）優先交渉権者の取扱い

5（1）により特定した優先交渉権者と委託仕様について協議の上、6により本業務の委託契約の手続きを行う。

(4) 優先交渉権者の参加資格喪失時、辞退時の取扱い

優先交渉権者特定後に当該事業者が3の参加資格を満たさなくなった場合、又は辞退した場合は、審査委員会において優先交渉権者を再選定できるものとする。

(5) 非特定理由に関する事項

ア 提案書を提出した者のうち、優先交渉権者として特定されなかった者に対しては、特定されなかった旨とその理由（非特定理由）を、書面（非特定通知書）により通知する。

イ アの通知を受けた者は、非特定の通知の日の翌日から10日以内に、書面により、静岡県企画部電子県庁課に対して非特定理由について説明を求めることができる。

ウ 説明を求められたときは、書面により回答する。

エ イの書面の提出先は、次のとおりとする。

2(5)に同じ

6 契約に関する事項

(1) 契約は、静岡県企画部電子県庁課で手続を行う。

(2) 契約書は、それぞれ2通作成し、静岡県及び受注者の双方各1通保有する。なお、契約金額の表示は、消費税及び地方消費税を内書きで表示する。

(3) 契約書の作成に要する経費は、すべて受注者の負担とする。

(4) 契約限度額は、1,209,400,000円（消費税及び地方消費税込み）とする。

(5) 本業務委託の支払金額については、下記のとおりとする。支払い方法は年払いとするが、四半期払いや月払い等を希望する場合は協議に応じる。

ア	令和8年度	契約金額の概ね4%
イ	令和9年度	契約金額の概ね16%
ウ	令和10年度	契約金額の概ね16%
エ	令和11年度	契約金額の概ね16%
オ	令和12年度	契約金額の概ね16%
カ	令和13年度	契約金額の概ね16%
キ	令和14年度	契約金額の残額

7 その他

(1) 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時、及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。

(2) 失格の条件

次の条件の一に該当する場合は、失格となることがある。

ア 実施要項の規定に違反したもの

イ 虚偽の内容が記載されていたもの

ウ 契約限度額を超えて提案されたもの

(3) 提案書を作成した者は、提案書の内容に関し説明を求められた場合は、それに応じる義務を有するものとする。

- (4) 提案価格が著しく低い場合は、積算根拠等説明を求めることがある。
- (5) 提案書の作成など、提案競技への参加に要する費用は、参加者の負担とする。
- (6) 提出期限後における提案書の提出、再提出及び差替えは原則として認めない。
- (7) 契約の相手方として決定するまでは、辞退届（様式2）の提出により、参加を辞退することができる。
- (8) 提案書の作成において、県より知り得た情報は、他者に漏らさないこと。
- (9) 提案競技スケジュール

日 付	内 容
令和8年7月14日（火）	提案募集
令和8年7月31日（金）	参加表明書の提出期限
令和8年8月14日（金）	質問書の提出期限
令和8年8月21日（金）	質問書の回答期限
令和8年8月24日（月）	提案書の提出期限
令和8年8月27日（木）	プレゼンテーション及び審査委員会
令和8年8月28日（金）	特定通知